

交通機関の運休・非常変災等の場合の措置について

教 務 部

(生徒必携P. 31)

- 1 内房線（蘇我～五井間）の電車の運休による臨時休業は、以下のとおりとする。
 - (1) 午前7時現在で運休の場合は自宅待機とし、午前9時現在で運転している場合は、3限より授業開始とする。
 - (2) 午前9時現在で運休の場合は自宅待機とし、午前11時現在で運転している場合は、5限より授業開始とする。
 - (3) 午前11時現在で運休の場合は自宅待機とし、午後1時現在で運転している場合は、7限より授業開始とする。
 - (4) 午後1時現在で運休の場合は自宅待機とし、午後4時現在で運転している場合は、9限より授業開始とする。
 - (5) 午後4時現在で運休の場合は自宅待機とし、午後6時現在で運転している場合は、11限より授業開始とする。(夜間部生徒給食あり)
 - (6) 午後6時現在で運休の場合は、11限以降の授業は行わない。(夜間部生徒給食なし)
- 2 非常変災等の場合は、登校時の天候・道路・交通機関等の状況を判断して無理のない範囲で登校する。
- 3 交通機関の運休・非常変災等によりやむを得ず遅刻・欠席した場合は、校長の判断により公欠扱いとする。
- 4 その他、校長は急迫の事情があるときは臨時休業とすることができる。

※ 上記を原則とする他、非常変災等における必要な情報は、以下のサイトで随時、最新の情報を流します。

生浜高校 URL <https://cms1.chiba-c.ed.jp/oihama-h/>

